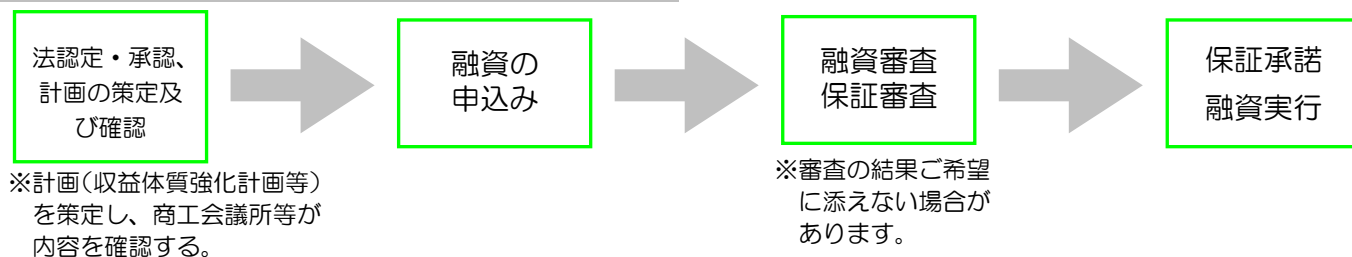


新事業展開強化資金

経営革新など特別の法律に基づく新たな事業展開や事業承継、収益体質強化のための計画を策定し、収益体質の強化を図ろうとする事業者を支援するため、必要な資金について、県制度融資において低利・長期のメニューを創設しました。

制 度 名	新事業展開強化資金
対 象 者	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連する事業のうち一定の要件に該当するもの (3) 技術又は事業の新規性が認められる事業 (4) 収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業 (5) その他知事が特に認めた事業
融 資 限 度 額	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円
資 金 使 途	設備資金、運転資金
融 資 期 間	設備資金 12年以内（据置期間1年以内を含む。） 運転資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）
返 済 方 法	元金均等分割返済
融 資 利 率	責任共有利率 年1.35%（固定） 責任共有外利率 年1.20%（固定）
信用保証料率	年0.40%～年1.70%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取 扱 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

新事業展開強化資金ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

対象となる特別の法律等(対象者(1)関係)

- 1 下請中小企業振興法の承認を受けた振興事業計画
- 2 中小企業等経営強化法の承認を受けた経営革新計画又は認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画
- 3 産業競争力強化法の認定を受けた新事業活動計画及び事業再編計画等
- 4 中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定を受けた特定研究開発等計画
- 5 中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた地域産業資源活用事業計画
- 6 従前の特別目的資金等により対象となっていた法律の承認・認定等を受けた計画

県の中長期的な施策に関連する事業(対象者(2)関係)

企業変革に向けての新商品又は新技術の研究開発

- 1 概ね2年以内での企業化を目的とした研究開発計画を有すること
- 2 金融機関の支援体制が確保されていること
- 3 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること

技術又は事業の新規性(対象者(3)関係)

- 1 他で利用されていない知的所有権
- 2 補助金の交付を受けて開発した技術
- 3 公的試験研究機関等が確認
- 4 公的試験研究機関等の技術移転等
- 5 保証協会の新事業認定審査会の認定

その他知事が特に認めた事業(対象者(5)関係)

- 1 ISOの取得に取り組む事業(ISO14001を除く。)
- 2 HACCPの導入に取り組む事業
- 3 経営革新計画を策定して実施する事業
- 4 その他必要と認められるもの